

「安全衛生規則の一部改正」に係る伐木等特別教育の補講の受講報告

フィールド科学系部門 生物生産技術班 氏名 東脇 隆文
フィールド科学系部門 窪田 浩和
積山 嘉昌

1. はじめに（目的等）

平成 31 年 2 月 12 日に厚労省から、労働安全衛生規則の一部を改正する省令が公布された。これは、林業は他の産業と比較して死傷千人率が高く、労働災害自体は減少傾向にあるが、平成 23 年以降の死亡者数は 40 人前後で推移している。特にチェーンソー作業中に発生した死亡災害は全体の 6 割となっているため、使用する作業の安全性を強化することとなった。

そのため、現在所有している終了証では、2020 年 8 月以降では使用できないため、「補講」を受講した。

2. 期間・場所

期間：令和 2 年 1 月 30 日（木）

場所：三次職業訓練センター 2F 講義室（広島県三次市東酒屋町 306-69）

3. 参加者等

林業関係者等 24 名

4. 研修内容

○造材の方法

- ・伐木作業において、受け口を作る胸高直径は 40 cm 以上から 20 cm 以上に変更
- ・かかり木の処理における禁止事項を規定（かかられている木の伐倒及びあびせ倒しの禁止）
- ・伐木作業において、当該立木の高さの 2 倍の距離を半径とした円の内側に、伐倒作業に従事する労働者以外の立ち入り禁止

○下肢を防護する防護衣等の使用方法

- ・チェーンソーによる伐木作業等を行う労働者の下肢の切創防止用保護衣（防護ズボン、チャップス）の着用の義務付け

5. まとめと感想

受講した事を活かし、安全に留意しながら業務を行いたい。（東脇）

今回受講したことにより、造材作業（枝払い、玉切り）の方法を再認識し、使用方法を改めて安全に努めたい。また、チェーンソーによる切創等に被災する労働者が増えており、チェーンソーを使用する場合、下肢の切創防止用保護衣等の着用をしなければならなくなった。早急に対応したいと思う。（窪田 浩和）

なれる怖さを、改めて考えさせられた。労働安全で上、必要な物（保護具等）を揃え、今後の業務を行いたい。（積山）